

令和6年2月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第64号	北九州市市税条例の一部改正について	1
議案第65号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	4

議案第 6 4 号

北九州市市税条例の一部改正について

北九州市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日 提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条の 3 中「附則第 4 条の 5 第 2 項」を「附則第 4 条の 7 第 2 項」に、「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この条において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の7第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>付 則</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第1項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この条において同じ。)の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第4条第5項第3号に規定する要指導医薬品及び同項第4号に規定する一般用医薬品をいう。以下この条において同じ。)及びその使用による医療保険療養給付費(医療保険各法等の規定による療養の給付に要する費用をいう。)の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として令附則第4条の5第2項に規定する取組を行っているときにおける第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>

議案第 6 5 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 8 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に係る公務災害補償の補償基礎額を改定するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置従事者が、消防作業、救急業務、水防作業又は応急措置の業務（以下「消防作業等」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

新		旧	
別表	補償基礎額表 (第3条関係)		
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	12, 500円	13, 350円	略
分団長及び副分団長	10, 800円	11, 650円	12, 500円
部長、班長及び団員	9, 100円	9, 950円	10, 800円
備考	略		
別表	補償基礎額表 (第3条関係)		
階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
消防団長及び副団長	12, 440円	13, 320円	略
分団長及び副分団長	10, 670円	11, 550円	12, 440円
部長、班長及び団員	8, 900円	9, 790円	10, 670円
備考	略		